

経営継続補助金（2次募集）のお知らせ

～ 経営継続に向けた農業者の取組を支援します ～

『**経営継続補助金**』は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、**感染拡大防止対策**を行いつつ、**販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換**などの**経営継続に向けた**農業者の**取組**を支援するものです。

【2次募集期間】

受付開始

受付締切

令和2年**10月19日**（月）～**11月上旬**※

※ 支援機関によって締切日が異なりますので、予め依頼する支援機関に確認して下さい。

Check

対象者

農業を営む **個人・法人**（農事組合法人、株式会社など）

※ 常時従業員数が20人以下、支援機関の支援を受けることが必要

Check

補助の対象となる経費（単独申請の例）

経営継続に関する取組

I 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

- ① 国内外の販路の回復・開拓
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ③ 円滑な合意形成の促進 など

【補助率】 **3/4**

【上限額】 **100万円**

感染拡大防止に関する取組

II 事業継続に関するガイドライン等に則した感染防止対策

作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

【補助率】 **定額**

【上限額】 **50万円**



最大

150万円

- ※ 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ※ 令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和3年2月末まで）に支払が完了した経費
- ※ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費



補助要件

『**経営継続に関する取組**』の補助対象経費の **1/6以上** を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- 例 1 : 作業員間の接触を減らすための**省力化機械等の導入** (※)
- 例 2 : 作業員間の距離を広げるための**作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更**
- 例 3 : 人と人との接触機会を減らす**販売方法 (ネット販売、無人販売など)**の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- 例 1 : 人員削減等に備えた「**事業継続計画**」の策定
- 例 2 : **Web会議システムの導入**

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン

- 上空から農薬を広範囲・効率的に散布
- 複数での作業を解消



野菜苗移植機

- 人手による植付作業を自動化
- 一人で作業可能に



果実等自動選別機

- 果実・野菜の大きを自動的に判別
- 選果の人員を削減



発情発見装置

- 発情をスマホ等に通知
- 個体観察の作業を不要化

※ 他にも…ロボット草刈機、自動操舵システム、環境制御システムなど (公募要領15ページをご覧ください)

※ 単なる取替え更新の機械装置等は補助対象となりません



よくある質問 (Q&A)

新型コロナウイルスにより影響を受けた農業者が対象ですか？

- 既に新型コロナウイルスの影響を受けている、または今後影響が見込まれる農業者が影響を乗り越えるための様々な取組が支援対象です。

共同申請の場合は、どのようなケースが想定されますか？

- 例えば、J A 生産部会や集落営農組織の複数の構成員で申請するケースが考えられます。
- 共同申請の場合、補助上限額は1,500万円ですが、あくまでも1 経営体当たり150万円が上限なので、2経営体の場合は300万円となります。

省力化機械の導入を考えているのですが、来年度の作付けに向けたものでもよいですか？

- 機械装置等の補助は、取得された資産が事業実施期間中に使用されることが原則です。
- しかし、農業は、一般的に生産工程の1 サイクルが長期間に亘るなど、使用時期を限定することは現実的ではないため、取得時期が事業実施期間であれば、補助対象とする予定です。

作業用車両の購入費用は対象になりますか？

- 自動車等車両については、「機械装置等費」に該当し、経営継続補助金では、軽トラック等の作業用車両（もっぱら農業に使用するもの）が対象経費として認められています。
- 「車両購入の理由書」を別途提出するほか、いくつかの要件を満たしたものが対象となります。

中古品の購入について、対象になりますか？

- 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費と認められます。
- 具体的には、①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2 年以上のものであること、②見積書または価格の妥当性を証明する書類を添付する必要があります。

取組効果が達成できない場合は、補助金返還など求められることがありますか？

- 成果目標は特に設定していませんが、完了後のフォローアップ調査を含め、取り組む事業とその効果等を把握するためのアンケート調査をすることがあります。

「持続化給付金」や「次期作支援交付金」と重複して活用することは可能ですか？

- 同一の取組に対して二重に補助金が交付されないのであれば対象となり得ますので、それぞれの事業で取組項目の内容が異なれば両事業の活用が可能です。

Check

申請から補助金受領までの流れ

STEP 1

- 申請書類（経営計画）などの作成

伴走
支援

STEP 2

- 支援機関に確認書の発行を依頼※1

伴走
支援

STEP 3

- 申請書類一式を締切日までに補助金事務局に送付※2

STEP 4

- 採択・交付決定通知の受領※3

STEP 5

- 事業の実施



伴走
支援

STEP 6

- 実績報告書（補助金請求）の提出

伴走
支援

STEP 7

- 補助金事務局から補助金を受領



支援機関の支援を受けて実施することが補助の要件です！

支援機関は、農業者からの相談、経営計画書・実績報告書の内容確認等を行います。



【経営計画策定支援】

- ア. 申請や計画作成等の指導・助言
- イ. 申請書類等の確認、チェック
- ウ. 支援機関確認書の発行 など

【実行支援】

- ア. 取組の実施状況の適宜確認
- イ. 取組の継続に向けた指導・助言
- ウ. 実績報告書等のチェック など

※1 支援機関によって異なりますので、予め依頼する支援機関に確認して下さい。

※2 支援機関によっては、申請者分を取りまとめて送付する場合があります。

※3 採択された事業者名等は、補助金事務局のホームページ等で公表されます。

Check

ご相談・お問い合わせ（農業関係の支援機関）

- J A 組合員の方は…

各農業協同組合 最寄りの農業協同組合

- 法人協会会員の方は…

岩手県農業法人協会 （一社）岩手県農業会議 ☎ 019-626-8545

- 上記以外の方は…

岩手県農業経営相談所（いわて農業経営相談センター）

事務局：J A 岩手県中央会農業担い手サポートセンター内 ☎ 019-626-8516

現地支援チーム窓口：最寄りの農業改良普及センター

補助金事務局：（一社）全国農業会議所 ☎ 03-6447-1253

補助金事務局特設サイト：<https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>